

# 東京都シルバーパスの更新手続き(9月中)

現在シルバーパスをお持ちの方には、8月下旬に(一社)東京バス協会から「シルバーパス更新手続きのご案内」が届きます。

更新を希望される方は「ご案内」を必ずお読みいただき、必要書類をご用意の上、「臨時更新窓口(別表1)」で9月中に手続きをしてください。  
**費用・必要書類**  
別表2のとおり

## 平成25年度経過措置

平成25年度の住民税が「課税」の方であっても、次のいずれかに該当する方は千円でパスを購入できます。  
①平成24年度経過措置のうち、平成17年度の住民税が非課税であったことにより、千円で購入した方  
②平成24年中の合計所得金額が125万円以下の方  
③に該当する方は平成24年

別表1

日時	臨時更新窓口
9月24日(火)~30日(月) (土・日曜日を除く) 午前10時~午後3時30分	区役所8階第3会議室
9月18日(水)~20日(金) 午前10時~午後3時30分	日本橋区民センター2階第3洋室
9月9日(月)~17日(火) (土・日曜日、祝日を除く) 午前10時~午後3時30分	月島区民センター1階会議室

◎会場によって開設日が異なりますのでご注意ください。

別表2

本人の平成25年度の住民税	区分	費用	持参するもの
課税の方	平成24年中の合計所得金額が125万円超の方	20,510円	①シルバーパス更新申込書 ②現在使用中のシルバーパス(有効期限が平成25年9月30日のもの) ③住所・氏名・生年月日が確認できるもの(健康保険証、運転免許証、住民基本台帳カード(写真付)など)
	平成25年度経過措置に該当する方	1,000円	上記①~③と同じ ④平成24年中の合計所得金額が125万円以下であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) ア 平成25年度介護保険料納入(決定)通知書 イ 平成25年度住民税課税証明書 ◎平成24年中の合計所得金額が125万円ちょうどの方はイを提示してください。 ◎平成24年度経過措置のうち、平成17年度の住民税が非課税であったことにより、1,000円でパスの発行を受けた方はア、イの提示は必要ありません。
非課税の方		1,000円	上記①~③と同じ ④住民税が非課税であることを確認できるもの(下記のうちいずれか) ウ 平成25年度介護保険料納入(決定)通知書(所得段階区分欄に「1」、「2」、「特例3」、「3」、「特例4」、「4」のいずれかの段階が記載されたもの) エ 平成25年度住民税非課税証明書 オ 生活保護受給証明書

◎毎年6月中旬頃に区から郵送されている介護保険料納入(決定)通知書の再発行はできません。お手元がない方はほかの書類をご用意ください。  
◎住民税非課税証明書をご利用の方は、更新期間中は混雑が予想されますので、区役所2階税務課、日本橋・月島特別出張所で事前に取得してください(無料で取得できます)。なお、所得の申告をしていない方は区役所2階税務課で申告の手続きが必要です。

中の合計所得金額が125万円以下であることを確認できる書類の提示が必要です。  
※問合せ先  
・シルバーパスの更新・内容について  
(一社)東京バス協会シルバー  
☎(3546)5276  
・申告の手続きについて  
税務課課税係  
☎(3546)5270

1. パス専用電話 ☎(5308)6950  
2. 介護保険料納入(決定)通知書について ☎(3546)5641  
3. 介護保険課介護支援係 ☎(3546)5641  
4. 住民税非課税証明書の発行について ☎(3546)5276  
5. 税務課課税係 ☎(3546)5270

別表3

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人	4人
基準額(円)	3,604,000	3,984,000	4,364,000	4,744,000	5,124,000

別表4

区分	一部負担金 自己負担割合	自己負担限度額		食 療 費
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯の受給者合算)	
住民税課税者	1割	12,000円	44,400円	260円/回
住民税非課税者		負担なし		260円/回

この制度は、都が医療費の一部を助成し、重度心身障害者の方の福祉の増進を図ることを目的としています。  
現在の「障害受給者証」は8月31日で期限切れとなりますが、対象者には新しい受給者証(あざぎ色)を8月末日までに郵送します。期限の切れた受給者証は区役所4階障害者福祉課または日本橋・月島特別出張所へお返しください(郵送可)。  
**対象**  
次の①~④の要件をすべて満たす方  
①区内に住所がある方(障害者支援施設などに入所している方も含む)  
②「身体障害者手帳1・2級(内部障害にあつては3級も可)の方または「愛の手帳」1・2度の方

# 障害受給者証の更新

③健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方  
④所得が基準額(別表3)以下の方  
◎①~④の該当者であっても、後期高齢者医療制度被保険者(障害認定により加入している方も含む)で住民税

# 10月1日から 事業系一般廃棄物などの処理手数料が変わります

10月1日から、東京23区の事業系一般廃棄物処理手数料を別表5のとおり改定します。これに伴い、事業系有料ごみ処理券の料金も別表6のとおり改定します。  
新しい事業系有料ごみ処理券の販売  
10月1日(火)から、区内の主なコンビニエンスストアや小売店(ごみ処理券取扱所)で販売します。

別表5 廃棄物処理手数料

区分	現行額	改定額
事業系一般廃棄物処理手数料	32.5円/kg	36.5円/kg
内訳	収集運搬部門分	18.0円/kg
	処理処分部門分	14.5円/kg

◎東京二十三区清掃一部事務組合の事業系一般廃棄物処理手数料(清掃工場等への搬入手数料)の改定額は、処理処分部門分と同額です。  
◎民間の廃棄物処理業者と事業系一般廃棄物の収集・運搬・処分契約を結ぶ際の契約上限額も36.5円/kgに変更されます。

別表6 事業系有料ごみ処理券

券種	事業系有料ごみ処理券			
	10リットル券 (10枚セット)	20リットル券 (10枚セット)	45リットル券 (10枚セット)	70リットル券 (5枚セット)
現行額	610円	1,220円	2,740円	2,135円
改定額	690円	1,380円	3,100円	2,415円

現行の事業系有料ごみ処理券の使用期限  
原則、9月30日(月)まで(使用できなくなった場合のみ10月31日(木)まで使用できます)  
現行券と新券の差額交換  
現行券は、新券との差額を添えて中央清掃事務所の窓口へご持参いただければ、同券種・同枚数の新券と1枚単位で交換します。  
新券と交換ができる期間は、

が課税されている方、65歳以上で新たに「身体障害者手帳」を取得された方は対象になりません。  
◎まだ、受給者証の交付を受けていない方は、お問合せください。  
助成する医療費の範囲  
健康保険または後期高齢者医療制度での自己負担分から(一部負担金相当額(別表4)を除いた額

高額医療費の支給  
1カ月に支払った一部負担金の合計額が自己負担限度額を超えた場合には、申請により、その超えた分が後から払い戻されます。対象者には申請書をお送りします。  
◎詳しくはお問合せください。  
※問合せ先  
障害者福祉課障害者福祉係  
☎(3546)5268

10月1日(火)から平成26年3月31日(月)までです。  
現行券の返金(還付)  
差額交換期間を過ぎた場合などは、所定の手続により口座振込で返金(還付)いたします。  
詳しくは、お問合せください。なお、返金(還付)手続は、10月1日(火)から可能です。  
※問合せ先  
中央清掃事務所  
☎(3562)1521  
東京二十三区清掃一部事務組合  
☎(6238)0829

**粗大ごみ処理手数料**  
今回の廃棄物処理手数料の改定に伴い、粗大ごみの処理料金も変わります(粗大ごみ処理券は継続して使用できます)。  
10月1日(火)の申込分から新しい料金(粗大ごみ)が適用されます。  
◎区では、事業所から出る粗大ごみは収集していません。  
※申込先  
粗大ごみ受付センター  
☎(5296)7000